

裁 決 書

再審査請求人

[REDACTED]

同代理人弁護士

大阪市北区西天満三丁目 14 番 16 号

西天満パークビル 3 号館 7 階

あかり法律事務所

弁護士 小久保 哲郎

原裁判

令和元年 5 月 17 日付け

[REDACTED] の棄却裁判

再審査請求人が令和元年 6 月 18 日に提起した生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号。以下「法」という。）第 78 条の規定に基づく費用徴収金決定処分に係る再審査請求について、次のとおり裁判する。

主 文

処分庁が、平成 29 年 11 月 16 日付けで行った法第 78 条の規定に基づく費用徴収金決定処分を取り消す。

事案の概要

1 処分庁は、平成 13 年 10 月 11 日付けで、再審査請求人（以下「請求人」という。）に対し、法による保護を開始した。

2 [REDACTED]（以下「処分庁」という。）は、電気・ガス・水道の使用状況の調

査等の結果、平成 29 年 4 月 6 日以降、請求人及び請求人の長男（以下「長男」という。）の処分庁所管区域内における住居に居住実態がなく、保護を要しなくなったとして、処分庁での保護を平成 29 年 9 月 1 日付けで廃止する処分（以下「本件廃止決定処分」という。）を行い、同年 11 月 14 日付けで、請求人に対し通知した。

- 3 処分庁は、平成 29 年 4 月 6 日から請求人及び長男の居住実態がないことが判明したためとして、同年 11 月 16 日付けで請求人に対し、法第 78 条に基づく費用徴収金決定処分（以下「原処分」という。）を行った。
- 4 平成 30 年 2 月 19 日、請求人は、原処分を不服として[REDACTED]（以下「審査庁」という。）に対し、原処分の取消しを求めて審査請求を提起し、審査庁は、令和元年 5 月 17 日付けで、これを棄却する旨の裁決（以下「原裁決」という。）を行った。
- 5 令和元年 6 月 18 日、請求人は、大阪府知事（以下「再審査庁」という。）に対し、原処分の取消しを求める再審査請求をした。

審理関係人の主張の要旨

1 請求人の主張

（1）請求人が再審査庁に提出した再審査請求書には、次の趣旨の記載がある。

ア 本件廃止決定処分に至る経緯

（ア）請求人は、長男と二人で、処分庁の所管区域内の住所 A において、生活保護を利用して生活していた。

（イ）長男は、平成 29 年 1 月ころから、しばしば交際相手の家に泊まるようになった。その頻度は徐々に高まり、平成 29 年 4 月ころからは、たまに荷物を取りに家に戻る程度になった。

（ウ）平成 29 年 3 月、長年使用してきた洗濯機と冷蔵庫が相次いで壊れたため、請求人は、当時、結婚を前提に交際していた処分庁の所管区域外の交際相手宅（以下「交際相手宅」という。）において洗濯をするついでに泊まることが増えて行った。

（エ）同年 4 月、処分庁担当職員から請求人と長男に対して口頭で就労指導があった。請求人は、近い将来交際相手と結婚する予定であったので、交際相手宅のある B 市で就

職活動をするようになり、ますます交際相手宅に泊まるが増えて行った。

(オ) 請求人は、同年6月26日からB市所在のC社において清掃のパート就労を開始した。請求人は、この就労開始の事実について処分庁に報告し、その後の就労収入についても収入申告してきた。

B市内での就職に伴い、さらに交際相手宅に泊まるが増えたが、その後も請求人は、週に1～3回程度は、処分庁の所管区域内の自宅に荷物や郵便物を取りに戻り、宿泊していた。また、請求人としては、生活の本拠は処分庁の所管区域内の自宅にあるとの認識であったので、当然ながら受け取った保護費の中から家賃も支払って来た。

(カ) 同年9月22日、請求人は、処分庁から呼び出され「8月27日に通報があつて調査した。あなた4月から自宅に住まずB市で住んでるでしょ。B市の家はベランダをリフォームし、赤い自転車がある。」などと言われた。請求人は、突然の追及に驚き何も反論することができなかった。

(キ) 請求人は、弁護士会の生活保護法律相談で請求人代理人の助言を受け、同年9月29日、処分庁に対し、交際相手宅に居住実態があることを認めた事実はない旨の手紙を送付した。

(ク) 処分庁は、同年11月14日、「平成29年4月6日以降世帯主及び長男の居住実態が無く、保護を要しなくなったものと判断しました。」等を理由として、同年9月1日付で保護を廃止する旨の本件廃止決定処分をした。

(ケ) 処分庁は、同年11月16日、「平成29年4月6日より請求人、長男の居住実態がないことが判明したため」との理由で98万6549円を法78条による徴収金として徴収する旨の原処分をした。上記徴収額は、平成29年4月6日から同年11月16日までに請求人が受領した住宅扶助費を含む生活保護費の全額であると思われる。

(コ) 処分庁は、同年11月17日、請求人に対し、「納入通知書の送付について」と題する書面とともに、納入通知書、本件廃止決定処分通知書及び原処分通知書を送付し、これらの書面は同月18日ころ請求人宅に到達した。

(サ) 請求人は、同年11月29日、処分庁の所管区域内の自宅の賃貸借契約を解約し、同月30日、B市の交際相手宅に転出した。また、同年12月1日、請求人と交際相手は結婚した。

イ 本件廃止決定処分の違法性

(ア) 処分庁の主張は、平成 29 年 4 月 6 日以降、請求人らは、処分庁の所管区域内に「居住地」を有していないので、法 19 条 1 項が定める実施責任を負わないというものであると思われる。

法 19 条 1 項 1 号にいう「居住地」とは、本人の事実上の「すまい」のある場所をいい、客観的な居住の事実、換言すれば何らかの「すまい」として居住事実の継続性若しくはその期待性が具わっておればよい。民法 21 条の「住所」にいうところの「各人の生活の本拠」のある場所が「居住地」であることが通常であろうが、必ずしもそれでなければならぬということはない。居住事実の客観性が不鮮明な場合においては本人の「生活の本拠」とする主観的意思が解釈上補足的に援用される。居住事実が多数存在し判然としない場合にあっては、その最も著しい事実と本人の意思とを勘案、考量して定めるとされている（小山進次郎「生活保護法の解釈と運用」307 頁。）。

(イ) 本件においてこれを見るに、前記アで述べたとおり、請求人が徐々に交際相手宅で泊まるが多くなっていったことからすれば、同人の居住事実は処分庁の所管区域内の自宅と交際相手宅の 2 つにまたがっていたのは事実である。

しかし、上記のとおり、このような場合には本人の主観的意思を勘案しなければならないが、請求人の主観的意図としては、あくまでも処分庁の所管区域内の自宅が生活の本拠であった。このことは、請求人が就職活動で面接を受けた先に対して処分庁の所管区域内の自宅を住所として届け出ていたことにも表れている。また、処分庁の所管区域内の自宅の家賃を継続して支払い続けていたことにも、当該場所での居住を継続しようとする請求人の主観的意図が現れているといえる。

したがって、本件において請求人の「居住地」は処分庁の所管区域内の自宅にあった以上、居住実態がないことを理由になされた本件廃止決定処分は違法である。

ウ 原処分の違法性

(ア) 本件廃止決定処分が違法であることの帰結

イで述べたとおり、本件廃止決定処分が違法である以上、それを前提とする原処分も当然違法である。

(イ) 原処分自体の違法性

a また、仮に、本件廃止決定処分が違法でないとしても、法 78 条を適用した原処分は違法である。本件においては、法 63 条が適用されるべきであり、かつ、少なくとも実際に家賃として支払われた分については、要返還額から控除して返還決定がなされるべきであった。

すなわち、アで述べた事実経過からすれば、「生活保護問答集について」（平成 21

年3月31日付け厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡。以下「問答集」という。)問13-1の答において、「②法78条によることが妥当な場合」として列挙される(a)ないし(d)のいずれの場合にも該当しないことが明らかである(仮に、処分庁において、いずれの場合に該当すると主張するのであれば、いかなる具体的事実がどのような理由で上記(a)ないし(d)のいずれに該当するかを明らかにすべきである。))。

先に述べたとおり、請求人の主観的意図としては、処分庁の所管区域内の自宅に「住所」があるとの認識であった以上、請求人が、自宅での居住実態がなくなったとの報告を処分庁に行う必要性を認識していなかったこともまた当然である。また、請求人が、敢えて自宅から遠いB市に就労場所を求め、そこで就職したことについて処分庁に報告していたことから、請求人には何らの作為や隠し事をする意図がなかったことが明らかである。

したがって、請求人には、法78条にいう「不実の申請その他不正な手段により保護を受け」ようとする意図は認められず、法78条を適用する要件を欠くから、原処分は違法である。

- b なお、原裁決は、本件住居に請求人の居住実態があるとはいえないことのみを根拠として、直ちに「その旨を処分庁に説明、申告せず、生活保護費を受給し続けたとの告知義務違反の不作为の不正を否定することはできない。」と結論付けている。

しかしながら、請求人が、2019年3月19日付主張書面において、神戸地方裁判所平成30年2月9日判決を引用して主張したとおり、法78条1項は、被保護者の収入未申告等の行為が、生活保護制度の悪用と評価できる行為に該当する場合にのみ適用すべきであり、そうでない場合には、法63条を適用すべきであり、本件には、「生活保護制度の悪用」と評価すべき悪質さは認められない。原裁決は、この重要な点(法78条の適用範囲に関する解釈及び本件へのあてはめ)について、一言も判断を示さず逃げており、審理不尽が明らかである。

再審査請求手続においては、この点について、明確な判断がなされるべきである。

- c 以上からすれば、本件については、上記問答集の答のいう「受給者に不正受給の意図があったことの立証が困難な場合等」として、「返還額についての裁量」のある法63条を適用すべきであったことになる。

この点、詳細は2019年3月31日付主張書面(補充)において主張したとおり、法1条及び9条の趣旨をふまえて、問答集問13-5を解釈すれば、「当該世帯の自立更生のためのやむを得ない用途にあてられたもの」には、「当該世帯の最低生活の維持にあてられたもの」が当然に含まれており、本件のように最低生活の維持に費消された保護費の返還が問題となる場合には、その全額を返還免除するべきであった。

(ウ) 再審査請求教示欠缺による違法

行政不服審査法は、審査庁に対して、再審査請求に関する教示義務を課している。

そして、地方自治法 255 条の 2 第 1 項第 2 号、第 2 項において、原裁決については都道府県知事に対して再審査請求をすることができる。

ところが、審査庁は、原裁決において、この再審査請求の教示を完全に怠っている。その違法は明らかであり、この点からも原処分は取り消されるべきである。

2 原裁決の概要

(1) 請求人の主張

ア 請求人が審査庁に提出した審査請求書には、次の記載がある。

(ア) 本件廃止決定処分に至る経緯

a 請求人は、長男と二人で、処分庁の所管区域内の住所 A において、生活保護を利用して生活していた。

b 長男は、平成 29 年 1 月ころから、しばしば交際相手の家に泊まるようになった。その頻度は徐々に高まり、平成 29 年 4 月ころからは、たまに荷物を取りに家に戻る程度になった。

c 平成 29 年 3 月、長年使用してきた洗濯機と冷蔵庫が相次いで壊れたため、請求人は、当時、結婚を前提に交際していた交際相手宅において洗濯をするついでに泊まることが増えて行った。

d 同年 4 月、処分庁担当職員から請求人と長男に対して口頭で就労指導があった。請求人は、近い将来交際相手と結婚する予定であったので、交際相手宅のある B 市で就職活動をするようになり、ますます交際相手宅に泊まることが増えて行った。

e 請求人は、同年 6 月 26 日から B 市所在の C 社において清掃のパート就労を開始した。請求人は、この就労開始の事実について処分庁に報告し、その後の就労収入についても収入申告してきた。

B 市内での就職に伴い、さらに交際相手宅に泊まることが増えたが、その後も請求人は、週に 1～3 回程度は、処分庁の所管区域内の自宅に荷物や郵便物を取りに戻り、宿泊していた。また、請求人としては、生活の本拠は処分庁の所管区域内の自宅にあるとの認識であったので、当然ながら受け取った保護費の中から家賃も支払って来た。

f 同年 9 月 22 日、請求人は、処分庁から呼び出され「8 月 27 日に通報があつて調

査した。あなた4月から自宅に住まずB市で住んでるでしょ。B市の家はベランダをリフォームし、赤い自転車がある。」などと言われた。

請求人は、突然の追及に驚き何も反論することができなかった。

g 請求人は、弁護士会の生活保護法律相談で請求代理人の助言を受け、同年9月29日、処分庁に対し、交際相手宅に居住実態があることを認めた事実はない旨の手紙を送付した。

h 処分庁は、同年11月14日、「平成29年4月6日以降世帯主及び長男の居住実態が無く、保護を要しなくなったものと判断しました。」等を理由として、同年9月1日付で保護を廃止する旨の本件廃止決定処分をした。

i 処分庁は、同年11月16日、「平成29年4月6日より請求人、長男の居住実態がないことが判明したため」との理由で98万6549円を法78条による徴収金として徴収する旨の決定をした。上記徴収額は、平成29年4月6日から同年11月16日までに請求人が受領した住宅扶助費を含む生活保護費の全額であると思われる。

j 処分庁は、同年11月17日、請求人に対し、「納入通知書の送付について」と題する書面とともに、納入通知書、本件廃止決定通知書及び原処分決定通知書を送付し、これらの書面は同月18日ころ請求人宅に到達した。

k 請求人は、同年11月29日、処分庁の所管区域内の自宅の賃貸借契約を解約し、同月30日、B市の交際相手宅に転出した。また、同年12月1日、請求人と交際相手は結婚した。

(イ) 本件廃止決定処分の違法性

a 処分庁の主張は、平成29年4月6日以降、請求人らは、処分庁の所管区域内に「居住地」を有していないので、法19条1項が定める実施責任を負わないというものであると思われる。

法19条1項1号にいう「居住地」とは、本人の事実上の「すまい」のある場所をいい、客観的な居住の事実、換言すれば何らかの「すまい」として居住事実の継続性若しくはその期待性が具わっておればよい。民法21条の「住所」にいうところの「各人の生活の本拠」のある場所が「居住地」であることが通常であろうが、必ずしもそれでなければならぬということはない。居住事実の客観性が不鮮明な場合においては本人の「生活の本拠」とする主観的意思が解釈上補足的に援用される。居住事実が多数存在し判然としない場合にあっては、その最も著しい事実と本人の意思とを勘案、考量して定めるとされている（小山進次郎「生活保護法の解釈

と運用」307頁。).

- b 本件においてこれを見るに、前記(ア)で述べたとおり、請求人が徐々に交際相手宅で泊まることが多くなっていったことからすれば、同人の居住事実は処分庁の所管区域内の自宅と交際相手宅の2つにまたがっていたのは事実である。

しかし、上記のとおり、このような場合には本人の主観的意思を勘案しなければならないが、請求人の主観的意図としては、あくまでも処分庁の所管区域内の自宅が生活の本拠であった。このことは、請求人が就職活動で面接を受けた先に対して処分庁の所管区域内の自宅を住所として届け出ていたことにも表れている。また、処分庁の所管区域内の自宅の家賃を継続して支払い続けていたことにも、当該場所での居住を継続しようとする請求人の主観的意図が現れているといえる。

したがって、本件において請求人の「居住地」は処分庁の所管区域内の自宅にあった以上、居住実態がないことを理由になされた本件決定は違法である。

(ウ) 原処分の違法性

- a 前記(イ)で述べたとおり、本件保護廃止決定処分が違法である以上、それを前提とする本件78条徴収決定も当然違法である。

- b また、仮に、本件保護廃止決定が違法でないとしても、法78条を適用した本件78条徴収決定は違法である。本件においては、法63条が適用されるべきであり、かつ、少なくとも実際に家賃として支払われた分については、要返還額から控除して返還決定がなされるべきであった。

すなわち、(ア)で述べた事実経過からすれば、問答集問13-1の答において「②法78条によることが妥当な場合」として列举される(a)ないし(d)のいずれの場合にも該当しないことが明らかである(仮に、処分庁において、いずれの場合に該当すると主張するのであれば、いかなる具体的事実がどのような理由で上記(a)ないし(d)のいずれに該当するかを明らかにすべきである。).

先に述べたとおり、請求人の主観的意図としては、処分庁の所管区域内の自宅に「住所」があるとの認識であった以上、請求人が、自宅での居住実態がなくなったとの報告を処分庁に行う必要性を認識していなかったこともまた当然である。また、請求人が、敢えて自宅から遠いB市に就労場所を求め、そこで就職したことについて処分庁に報告していたことから、請求人には何らの作為や隠し事をする意図がなかったことが明らかである。

したがって、請求人には、法78条にいう「不実の申請その他不正な手段により保護を受け」ようとする意図は認められず、法78条を適用する要件を欠くから、原処分は違法である。

とすれば、本件については、上記問答の答のいう「受給者に不正受給の意図があ

ったことの立証が困難な場合等」として、「返還額についての裁量」のある法 63 条を適用すべきであったことになる。

そして、前記（ア）で述べたとおり、請求人が受領した保護費のうち家賃の支払いに充てられた金額については、問 13-5 の答（2）エにいう自立更生経費として要返還額から控除して返還決定がなされるべきであった。このように考えることは、法 63 条に基づく返還義務の本質が「不当利得」とであると理解されていることとも整合する。なぜなら、少なくとも上記の家賃分については家主に支払われていて請求人に「利得」がない以上、その返還まで求めるのは、不当利得概念の背景にある公平の観念に反するからである。

（エ） まとめ

以上述べたとおり、本件廃止決定処分及び原処分はいずれも違法であるから、すみやかに取り消されるべきである。

イ 審理員が平成 30 年 4 月 9 日に受理した請求人の反論書兼質問及び物件の提出要求申立書には、次の記載がある。

処分庁が平成 29 年 11 月 16 日付でした原処分は、法 78 条に基づくものであるから、請求人が「不実の申請その他不正な手段により保護を受け」たことの主張立証責任は処分庁側にある。

ところが、処分庁は、「平成 29 年 4 月 6 日以降居住実態が無く、保護を要しなくなった」との判断の根拠として、いくつかの抽象的事実を指摘するものの、その具体的詳細は何ら明らかにせず、証拠も一切提出しない。これでは、処分庁としての上記主張立証責任を果たしたものと到底いえず、請求人として反論のしようもない。

そこで、請求人は、処分庁に対し、以下の求釈明事項に回答するとともに証拠書類等を提出するよう求める。また、審理員が、以下の事項に関して、処分庁に対し、行政不服審査法 36 条に基づく質問権を行使するとともに、同法 33 条に基づいて書類その他の物件の提出を求めるよう申し立てる。

- 1 「請求人が職場から B 市にある交際相手宅に帰宅していること、交際相手宅から職場に出勤していることを複数回確認した」というが、その具体的日時及び確認方法と、裏付けとなる証拠を提出されたい。
- 2 電気・ガス・水道の使用状況を確認するために行ったという法第 29 条に基づく調査に対する具体的な回答内容の詳細を明らかにするとともに、当該回答書類を証拠として提出されたい。
- 3 平成 29 年 11 月 8 日付ケース診断会議の具体的内容を明らかにするとともに、同会議議事録を証拠として提出されたい。
- 4 審査請求書においても指摘したことであるが、処分庁は、いかなる具体的事実がどのような理由で問答集問 13-1 の答②の（a）ないし（d）のいずれに該当す

るものと判断したのかを明らかにされたい。

ウ 審理員が平成 30 年 5 月 29 日に受理した請求人の反論書兼質問申立書には、次の記載がある。

(ア) 処分庁が平成 29 年 11 月 16 日付でした原処分は、法 78 条に基づくものであるから、請求人が「不実の申請その他不正な手段により保護を受け」たことの主張立証責任は処分庁側にある。

ところが、処分庁は、「平成 29 年 4 月 6 日以降居住実態が無く、保護を要しなくなった」との判断の根拠として、いくつかの抽象的事実を指摘するものの、その具体的詳細は何ら明らかにしていない。これでは、処分庁としての上記主張立証責任を果たしたものと到底言えず、請求人として反論のしようもない。

そこで、請求人は、処分庁に対し、以下の求釈明事項に回答するよう求める。また、審理員が、以下の事項に関して、処分庁に対し、行政不服審査法 36 条に基づく質問権を行使するよう申し立てる。

(イ) 「請求人が職場から B 市にある交際相手宅に帰宅していること、交際相手宅から職場に出勤していることを複数回確認した」というが、その具体的日時は、平成 29 年 9 月 1 日と同月 11 日の 2 回だけであるということの良いか。

また、処分庁提出物件の「確認者」欄にある D 氏、E 氏及び F 氏について、以下の事項を明らかにされたい。

- ・ 社会福祉主事の資格の有無
- ・ いわゆる警察官 O B であるか否か

(ウ) 審査請求書においても指摘したことであるが、処分庁は、いかなる具体的事実がどのような理由で問答集問 13-1 の答②の (a) ないし (d) のいずれに該当するものと判断したのかを明らかにされたい。

(エ) 処分庁は、本件廃止決定処分の理由として、「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」(昭和 38 年 4 月 1 日社保第 34 号厚生省社会局保護課長通知。以下「課長通知」という。) 第 10 の 12 の答 2 を適用したとしているが、この点に関して以下の諸点について明らかにされたい。

①これは、法 26 条を本件廃止決定処分の根拠法文として適用したということの良いか。

②課長通知第 10 の 12 の答 2 のうち、定期収入の恒常的増加等にかかる (1) と、収入の臨時的な増加等にかかる (2) のいずれを適用したのか、明らかにされたい。また、いかなる具体的事実をいかなる資料をもって、その適用の根拠として認定したのかを明らかにされたい。

(オ) 請求人が返還を求められた 96 万 1069 円の保護費の各月ごとの生活扶助費・住宅扶助費・医療扶助費・通勤交通費等の内訳金額を明らかにされたい。

エ 審理員が平成 30 年 7 月 27 日に受理した請求人の再反論書兼再質問申立書には、次の記載がある。

(ア) 申告住所での居住実態の有無について

a はじめに

処分庁の弁明及び審査請求に係る質問に対する回答によれば、処分庁が請求人には申告住所での居住実態がないと判断した根拠は、①平成 29 年 9 月 1 日と同月 11 日の 2 回の交際相手宅での実地調査と②水道・電気・ガスの使用状況についての調査であるというので、この 2 点について反論する。

仮に、上記判断の根拠が上記 2 点以外に存在するのであれば、処分庁において具体的に主張立証されたい。

b 実地調査について

そもそも、わずか 2 回の実地調査による確認だけで、請求人の居住実態が申告住所になく交際相手宅にあると認定することはできない。また、平成 29 年 9 月 11 日の実地調査については、ケース記録票には、「(請求人が) 駅から自転車に乗って家に入る姿を確認」と記載されている一方、行動確認状況では、「途中を右折した所で失尾」しており「家に入る姿を確認」はしていない。記載内容が相互に矛盾しており、調査内容自体に信用性がない。

社会福祉法 15 条 6 項は、「指導監督を行う所員」(いわゆる査察指導員(SV))と「現業を行う所員」(いわゆるケースワーカー)は、社会福祉主事でなければならないと定めている。しかるに、処分庁の回答によれば、本件の実地調査を担当したD氏、E氏及びF氏の3名の職員はいずれも社会福祉主事の資格を有さず、後2名は福祉業務の経験自体がない警察官OBであったという。社会福祉主事資格を有さない3名の職員が、業務にあたること自体が違法であって、かかる職員によって収集された証拠は、一種の違法収集証拠とも言う。かかる違法収集証拠をもって、法 78 条に基づく徴収という生活保護利用者に対する不利益処分を積極的に課することは、違法な業務を奨励することにつながりかねないことからすれば、当該証拠の取扱い及び評価は極めて慎重になされなければならない。

ところで、請求人が、平成 29 年 4 月 12 日の不在連絡票に対して同月 17 日に、7 月 13 日の不在連絡票に対して同月 21 日に処分庁に電話を入れていることからすれば、少なくとも 1 週間に 1 回程度以上は申告住居で生活していることが、むしろ積極的に認められる。少なくとも、実地調査等の結果をもって、平成 29 年 4 月 6 日以降、

申告住所における請求人の居住実態が皆無であるとの認定をすることは不可能である。

c 水道・電気・ガスの使用状況について

まず、水道使用量の「調査方法は1トン未満は切り捨て」であることからすると、回答が「0」であったからといって、一切水道を使用していなかったことにはならない。

また、電気の使用量は、確かに平成29年4月以降は激減しているがゼロになっているわけではなく、その使用量が増減している(8月は増えている)ことからすれば、むしろ、居住実態が皆無ではなかったことを裏付けている。

とりわけ重要なのは、ガスの使用量である。平成29年4月5月は未検診であるから当然居住実態がないことの根拠にはならない。そして、同年6月には、4.2の使用量に対して3590円の料金が課されている。これは、処分庁も請求人の居住実態を認めている平成29年3月以前の使用料・使用料金と比較しても通常程度の使用がされていたことを示している。すなわち、このガスの使用量に関する調査結果を踏まえれば、同年6月までは請求人の申告住所における居住実態が存在したことが積極的に裏付けられているのであって、同年4月からの居住実態がないという処分庁の判断には誤りがあることが明らかである。

(イ) 法78条の適用の是非について

処分庁は、請求人が「請求人宅で生活していたと説明」したことが「真実とは言い難く虚偽の説明」であることから、問答集問13-1の答②の(c)の「実施機関又はその職員が届出又は申告の内容等の不審について説明等を求めたにもかかわらず……虚偽の説明を行ったとき」にあたると回答する。

そこで、請求人は、審理員が以下の事項に関して、処分庁に対し、行政不服審査法36条に基づく質問権を行使するよう申し立てる。

①「実施機関又はその職員が届出又は申告の内容等の不審について説明等を求めた」のはいつか。年月日及び説明等を求めた具体的内容を明らかにされたい。

ケース記録によれば、平成29年9月22日の担当ケースワーカー、SV、E氏による請求人に対する各発問がこれにあたるのではないかと思われるが、その理解で正しいか。

②上記①に対し、請求人が「虚偽の説明を行った」のはいつか。年月日及び請求人が行った説明内容を具体的に明らかにされたい。ケース記録によれば、同年同月25日の請求人からの電話の内容がこれにあたるのではないかと思われるが、その理解で正しいか。

オ 審理員が平成30年9月19日に受理した請求人の再々反論書には、次の趣旨の記載がある。

(ア) 原処分は、法 78 条を適用しているが、同条 1 項は、「不実の申請その他不正な手段により保護を受け」たことを要件としている。すなわち、申請内容が「不実」であるなど保護の受給手段に「不正」があることについての、受給者の故意があることが同条適用の前提である。

ところで、処分庁は、審理員の質問に対して、平成 29 年 9 月 29 日に処分庁からの居住実態についての聴き取りに際し、請求人が、「平成 30 年（平成 29 年の誤記と思われる－請求人代理人注）4 月以降も母子ともに居住はしていた」と回答したことが、問答集問 13-1 の答②（c）の「実施機関又はその職員が届出又は申告の内容等の不備について説明等を求めたにもかかわらず・・・虚偽の説明を行ったとき」に該たる旨回答した。

しかしながら、前記エ（ア）で詳細に主張した事実関係からすれば、平成 29 年 4 月以降も居住実態があるというのは客観的事実であって、何ら虚偽ではない。

また、審査請求書でも主張したとおり、「居住地」がどこであるかについては、居住事実が多数存在し判然としない場合にあっては、その最も著しい事実と本人の意思とを勘案、考量して定めるものとされていることからすれば、居住実態の判断は、諸々の間接事実を総合考慮したうえでの評価であるから、評価者によって異なる判断に至ることもあり得るところである。

しかるに、平成 29 年 3 月に洗濯機と冷蔵庫が相次いで壊れたことから同年 4 月以降、交際相手宅で洗濯等をさせてもらうことが増え、同年 6 月から B 市で働くようになってからはさらに交際相手宅に出入りすることが増えたとはいえ、なお週 1～3 回程度は処分庁の所管区域内の自宅に郵便物や荷物を取りに帰り、宿泊もしていたこと、当然のことながら家賃もきちんと支払っていたことからすれば、請求人としては、平成 10 年 10 月から 20 年近くの長きにわたって居住を継続しており、家財道具一切も置いたままである処分庁の所管区域内の自宅が「居住地」であるとの意識であったことに何の不思議もない。

したがって、平成 29 年 4 月以降も居住実態がある旨回答した請求人には、少なくとも「虚偽の説明」を行うとの故意がないことが明らかである。

以上のとおり、いずれにせよ、本件にあっては、法 78 条を適用する余地がないから、原処分は速やかに取り消されるべきである。

カ 審理員が平成 30 年 12 月 5 日に受理した請求人の回答書には、次の趣旨の記載がある。

平成 29 年 4 月以降、水道や電気の使用量が大きく減少することとなった生活スタイルの変化に関する事情は以下のとおりである。

- ・冷蔵庫と洗濯機が壊れて以降、電気代節約のためコンセント自体を外していた。
- ・4 月以降は気候的にエアコン等を使うことがなかった。

キ 請求人から提出のあった証拠書類には、次の記載がある。

(ア) 請求人から処分庁職員あての平成 29 年 9 月 29 日付けの書面には、「平成 29 年 9 月 22 日、処分庁内の別室において、生活保護の 10 月分からの支給打ち切り、および平成 29 年 4 月分からの返還請求の処分に関しての通告において、平成 29 年 4 月以降の処分庁の所管区域内の自宅における居住実態がなく、B 市、交際相手宅に居住実態がある旨を認めたとされる件について、認めた事実はありません。」との記載がある。

(イ) 平成 29 年 11 月 14 日付けの本件廃止決定処分通知書には、「生活保護法による保護を次のとおり廃止したので通知します。」との記載があり、廃止する時期として「平成 29 年 9 月 1 日」、廃止の理由として、「電気・ガス・水道の使用状況、実地調査等の結果、平成 29 年 4 月 6 日以降請求人及び長男の居住実態が無く、保護を要しなくなったものと判断しました。厚生労働省社会・援護局保護課長問答第 10 の 12 の答 2 に基づき、平成 29 年 9 月 1 日付で保護廃止とし、平成 29 年 4 月 6 日以降にかかった保護費については別途徴収を求めるものとします。」との記載がある。

(ウ) 平成 29 年 11 月 16 日付けの原処分通知書には、「徴収額 986,549 円」、「徴収の理由 平成 29 年 4 月 6 日より請求人、長男の居住実態がないことが判明したため。」との記載がある。

(2) 処分庁の主張

ア 審理員が平成 30 年 3 月 29 日に受理した処分庁の弁明書には、次の趣旨の記載がある。

(ア) 本件の経緯

請求人は、住所 A を居住地としていたが、平成 29 年 8 月 25 日に情報提供専用電話に「請求人が自宅にほとんど帰ってきていない」という内容の通報があり、居住実態に関する調査を開始した。

その調査結果により、請求人が職場から B 市にある交際相手宅に帰宅していること、交際相手宅から職場に出勤していることを複数回確認した。

平成 29 年 9 月 22 日に処分庁にて請求人に居住実態について問うと、請求人は、婚約者である交際相手宅に平成 29 年になってから頻繁に出入りするようになり 4 月以降は住んでいるといっても過言ではない状態であったことを認めた。

電気・ガス・水道の使用状況を確認するため、電気・水道は平成 29 年 9 月 26 日に、ガスは 10 月 19 日に法第 29 条に基づく調査を行い、調査の回答結果から、ガス

は平成 29 年 9 月 22 日で閉栓していること、電気は平成 29 年 4 月の請求金額及び使用量は前月に比べ大幅に激減していること、水道は平成 29 年 4 月 6 日以降の使用水量がゼロであることが判明した。

平成 29 年 11 月 8 日にケース診断会議を開催し、協議の結果、電気・ガス・水道の使用状況、情報提供に基づく実施調査の結果、平成 29 年 4 月 6 日以降居住実態が無く、保護を要しなくなったものとして、課長通知第 10 の 12 の答 2 に基づき、平成 29 年 9 月 1 日付けで保護を廃止するとの結論に至った。

よって、保護を要しないと判断した平成 29 年 4 月 6 日以降、平成 29 年 10 月 31 日までに支給した保護費及び就労収入から控除していた就労先までの交通費を法第 78 条により徴収することを平成 29 年 11 月 16 日付けにて決定した。

(イ) 弁明の趣旨

請求人の本件審査請求について棄却の裁決を求める。

(ウ) 棄却を求める理由

電気・ガスの使用状況、及び平成 29 年 4 月 6 日以降の水道使用水量がゼロであることから、実際居住していると考えできず、居住実態に関する実地調査により、請求人が交際相手宅に居住し、生活拠点になっていると判断できるため、保護を要しなくなったものと判断し、保護廃止を決定したものである。よって、保護を要しなくなった日以降、支給した保護費及び就労収入から控除していた就労先までの交通費を法第 78 条により徴収する原処分を行った。

(エ) 以上のとおり、原処分には何ら違法や不当はないため、この審査請求は棄却されるべきである。

イ 審理員が平成 30 年 6 月 22 日に受理した回答書には、次の趣旨の記載がある。

(ア) 請求人が交際相手宅に出入りしていることを確認したのは、平成 29 年 9 月 1 日と同月 11 日の 2 回である。平成 29 年 9 月 1 日は、市役所から交際相手宅に帰宅したことを確認。同月 11 日は、職場から交際相手宅に帰宅したことを確認。

- ・ 3 名ともに社会福祉主事の資格なし
- ・ E 氏及び F 氏の 2 名に関しては、警察官 O B

(イ) 処分庁による水道・電気・ガスの使用状況についての調査及び居住実態に関する実地調査により、請求人は処分庁へ申告している住所での居住実態がないことを確認した。このことから、請求人は請求人宅で生活していたと説明したが真実とは言い難く虚偽の説明を行ったとして、問答集問 13-1 の答②の (c) に該当すると判断した。

(ウ) 請求人に対し 98 万 6,549 円の徴収を求める。内訳は以下の通りである。

支給年月日	生活扶助	住宅扶助	医療扶助	通勤交通費	合計
平成 29 年 4 月	99,175	0	0	0	99,175
平成 29 年 5 月	119,030	45,000	0	0	164,030
平成 29 年 6 月	119,030	45,000	0	0	164,030
平成 29 年 7 月	119,030	45,000	0	0	164,030
平成 29 年 8 月	119,030	45,000	0	11,830	175,860
平成 29 年 9 月	35,614	45,000	0	13,650	94,264
平成 29 年 10 月	80,160	45,000	0	0	125,160
合計	691,069	270,000	0	25,480	986,549

ウ 審理員が平成 30 年 8 月 22 日に受理した処分庁の再々弁明書には、次の趣旨の記載がある。

(ア) 実地調査について

実地調査日については、連日ではなく一定期間を空けたうえ無作為に選定した 2 日間であり、そのほか各種調査結果と合わせ、これを十分な調査として請求人が申告住所ではなく交際相手宅で生活していたと判断した。

また、平成 29 年 9 月 11 日の実地調査についてであるが、「途中で右折した所で失尾」してはいるが、その後付近の搜索により請求人の使用していた自転車と思われる自転車を発見。その後、当該自転車を止めていた家から交際相手と外出するところを確認したことから、請求人が交際相手宅に帰ったことは容易に推測される。

社会福祉法 15 条 6 項は、「現業を行う所員」は、社会福祉主事であればならないと定められているが、D 氏、E 氏及び F 氏が行う調査は事実確認のみであり、「現業を行う所員」（いわゆるケースワーカー）である必要はなく、なんら違法性はない。

不在連絡票に対し処分庁に電話をいれることは申告住所で生活をしていなくても可能であり、申告住所で生活している根拠とはなりえない。

平成 29 年 4 月 6 日以降、申告住所における請求人の居住実態がないことは、実地調査だけでなく、法第 29 条に基づいて得た調査結果を合わせて判断した結果である。

(イ) 水道・電気・ガスの使用状況について

まず、ガスの使用量であるが、平成 29 年 6 月度の使用量として 4.2 とある。これは同年 4 月 5 月度が未検診であることから、同年 4～6 月度 3 ヶ月間の使用量であり、少なくとも同年 6 月度のみの 1 ヶ月間の使用量とは考えることは出来ない。

水道・電気の使用量は同年 4 月以降激減しており、一般的な生活で使用する使用量としては極めて少なく、そのような状況で請求人が申告住所において居住していたとは到底いえない。

エ 審理員が平成 30 年 8 月 22 日に受理した処分庁の回答書には、次の趣旨の記載がある。

(ア) 平成 29 年 9 月 22 日及び平成 29 年 9 月 25 日に説明を求めた。平成 29 年 9 月 22 日については、請求人が B 市に住む男性宅に住んでいること、長男が車を所有していること及び長男が別の車に乗っていることを請求人は知っていたのかということ、長男が少なくとも平成 30 年 4 月以降請求人宅に住んでおらず働いていた可能性について聴取。平成 29 年 9 月 25 日については、請求人及び長男の平成 30 年 4 月以降の生活状況及び長男が G 建設以外で就労していたのかについて聴取。

(イ) 平成 29 年 9 月 25 日に請求人及び長男の居住実態について聴き取りを行ったところ、請求人からは平成 30 年 4 月以降も母子ともに居住はしていたとの主張があったが、それは処分庁による各種調査等によれば虚偽の説明であると判断できる。

オ 審理員が平成 30 年 10 月 12 日に受理した処分庁の再々々弁明書には、次の趣旨の記載がある。

(ア) 居住実態については、水道・電気・ガスの使用状況、実地調査、担当ケースワーカーが申告住所に不在メモを入れてから請求人より電話連絡があるまでの期間を考慮すれば、請求人は申告住所ではなく、交際相手宅で生活していたことは明白であり、これは法第 78 条第 1 項にある「不正な手段」で保護を受けたことになる。

また、請求人は申告住所の家賃もきちんと払っており、家具道具一切も置いたままである申告住所が「居住地」であるとの意識があったとあるが、洗濯機や冷蔵庫がない申告住所に週 1～3 回程度、郵便物や荷物を取りに行き「宿泊」をしていた程度であり、月の半分以上を交際相手宅で生活し、交際相手宅から出勤している等の状況を鑑みれば、そこを居住事実がある「居住地」と考えるには無理がある。

したがって、請求人が平成 29 年 4 月以降も居住事実のない申告住所に居住していたと回答したことは、故意に虚偽の説明を行ったといえ、このことから法第 78 条第 1 項による費用の徴収にあたるものである。

カ 処分庁が提出した証拠書類には、次の記載がある。

(ア) 平成 29 年 4 月 12 日付けのケース記録票には、「訪問 請求人不在。応答なし。不在メモを投函しておく。」との記載がある。

(イ) 平成 29 年 4 月 17 日付けのケース記録票には、「請求人より TEL。不在メモを見て連絡したと。26 日（水）14 時～訪問の約束をする。」との記載がある。

(ウ) 平成 29 年 4 月 26 日付けのケース記録票には、「訪問 請求人 在宅 長男 不在。長男出かけているとのことで面談できず。(略)【生活状況】食事は自炊。(略) 請求人、母が施設に入所したので、現在はたまに様子を見に行っている程度。以前は一時期危ない状態だったので、見舞い等の行き来で忙しかったが、大分落ち着いたと。長男は大体外出していることが多いと。」との記載がある。

(エ) 平成 29 年 7 月 13 日付けのケース記録票には、「不在メモを投函しておく。」との記載がある。

(オ) 平成 29 年 7 月 21 日付けのケース記録票には、「請求人より T e l 担当ケースワーカー不在につき、H ケースワーカー対応 7/28 (金) の午後に訪問に来てほしいと。」との記載がある。

(カ) 平成 29 年 7 月 28 日付けのケース記録票には、「訪問。請求人在宅。長男出かけているとのことで面談できず。(略)【生活状況】 請求人、仕事にはだいぶ慣れてきた。早出のときは 7 : 45 が始業なので家を 6 時に出る必要があり大変。今は早出と遅出の仕事をそれぞれ覚えているところであると。週 5 回シフトに入りたいが、慣れるまでは週 4 回の予定。長男、友人の伝手で仕事を探しているところである。今応募している仕事が決まれば、8 月以降家を出て友人と職場の近くでルームシェアする予定であると。→仕事が決まった時点で担当ケースワーカーまで速やかに報告するよう伝える。請求人了承。また、転出することになれば世帯員減で請求人の単身世帯になるため、転出届を出した後転出証明書を提出するようにあわせて伝える。単身世帯になった場合は家賃支給額が 39,000 円に下がり、高額家賃での転居指導を行う必要性も出てくるため、長男ともう一度しっかりと話し合った上でどうするか決めるよう助言する。請求人了承。」との記載がある。

(キ) 平成 29 年 8 月 15 日付けのケース記録票には、「請求人より T e l。(略) 長男の就労状況について。解体業の仕事に就職が決まり、9 月から働き出す予定である。同時に 9 月末までには自宅を出て友人とルームシェアを始める可能性も高いので、詳細が決まり次第ご連絡いただけると。」との記載がある。

(ク) 平成 29 年 8 月 25 日付けのケース記録票には、「近所の人が言うには、長男は昨年末に I 市へ引っ越しており、家には住んでいない。2、3 日前に久しぶりに帰ってきたが、別の車に女性を乗せており、もうすぐ結婚すると言っていたと。請求人もほとんど家に帰っていないような感じで、連絡が一切取れないとのこと。車をどこかすように張り紙も何度も貼っているが、剥がされている。全く連絡も来ないと。」との架電があり、「居住実態の確認を適宜行うとのこと。」との記載がある。

- (ケ) 平成 29 年 8 月 29 日付けの情報提供専用電話受付票には、「受電は 8 月 25 日（金）長男の車が、請求人宅前の私道をふさいでおり、役所の方から指導してほしいとの依頼があった。車の名義が長男であることは、警察に調べてもらった。近所の人の話では、長男は昨年末に I 市へ転居しており、ほぼ帰って来ておらず、先日、別の車に女性を乗せて帰って来たときに、その女性ともうすぐ結婚すると話していたとのこと。請求人もほとんど家に帰って来ておらず、連絡が取れない。水道局に確認を取ったところ、4/3 の検診以降 4 ヶ月間は水道メーターが一切動いていない。」との記載がある。
- (コ) 平成 29 年 9 月 4 日付けのケース記録票には、「9/1、処分庁から帰宅する請求人を尾行。一旦住所 A の自宅に帰り郵便物を確認した後、電車で J 駅へ行き、駅から自転車に乗って家に入る姿を確認。男性と出てきてコンビニへ向かった後、再び帰宅する姿を確認したとのこと。」との記載がある。
- (サ) 平成 29 年 9 月 11 日付けのケース記録票には、「請求人が仕事終わりに会社から出て、先日尾行して突き止めた B 市の家に帰宅する様子を確認したとのこと。」との記載がある。
- (シ) 平成 29 年 9 月 22 日付けのケース記録票には、「請求人来所。処分庁より、情報提供専用電話に入った情報を元に調査を行った結果判明した、請求人が男性と B 市に住んでいること、(中略) に関しての事実確認を行う。請求人、最初は否定していたが、水道メーターが 4 月以降 0 であったことを水道局に確認していること、B 市の男性の自宅から自転車で出勤し、退勤後はまた男性宅へ入っていく姿を複数回確認していることを伝え、今年に入ってから男性宅に頻繁に出入りするようになったこと、特に 4 月以降は住んでいると言っても過言ではない状態であったことを認める。(中略) 長男が少なくとも 4 月以降請求人宅に住んでおらず、働いていた可能性が高いと考えられることを伝え、長男は自宅に住んでいると思っていた。仕事をしているという話も聞いたことがないので分からない、と答える。請求人がたまに自宅に戻った際に食料を置いていたので、それで何とかしていると思っていたと。働き始めることや、9 月末には自宅を出て友人とルームシェアすることは当職に申告した通りでそれ以上のことは知らないと主張。→長男に自宅に住んでいなかったとすればその住所と、現在に至るまで働いていたことがあった場合は就労先の名前と住所を至急確認し、25 日（月）に当職まで連絡を入れるように指示。請求人了承。男性は以前からの婚約者で今年中には籍を入れる予定なので、今年中には保護からも脱却しようと考えていたと。そのために仕事も B 市で探していたと。→居住実態がなければ、保護受給要件に該当せず廃止となること、世帯に変動があれば申告することが法第 61 条で定められており、今回はそれに反している、不正受給として最低

でも4月以降の保護費と、控除していたが実際はかかっていなかった就労先までの往復の交通費は全額返還していただく必要がある事を説明する。(中略)【後刻】請求人の交際相手よりT e l。居住実態がないというのは間違っている、保護費を返還しないといけないのはおかしいと主張される。近々入籍して住民票も移し一緒に住もうと思っていたので、請求人は転居の準備のために時々自宅に帰っていた。居住実態はあったと。→転居の準備のためにたまに自宅に帰っているだけでは、居住実態があったとは判断しないと伝える。」との記載がある。

(ス) 平成29年9月25日付けのケース記録票には、「請求人よりT e l。長男に確認したところ、今年の3月までは自宅に住んでいた。4月以降は彼女の家との行き来が頻繁になったが、請求人が自宅においていたインスタント食品などを食べて生活をしていたと。請求人も転居の準備をするためにたまに自宅に帰っていたし、母子ともに居住はしていたと主張。」との記載がある。

(セ) 平成29年9月28日付けのケース記録票には、「請求人来所(中略)請求人、長男は4月以降も居住実態はあった。一切認めていないのに、請求人が認めているという認識はおかしいとの趣旨の訴え。請求人曰く、呼び出されて混乱しているところに矢継ぎ早に言われて「はい、はい」とは言ったかもしれないが、居住実態がなかったと認めたつもりはないと。」との記載がある。

(ソ) 処分庁が平成29年9月29日に受理した水道局からの回答書には、水道使用量として次の記載がある。

検針日	水量
平成28年12月3日	19
平成29年2月3日	16
平成29年4月5日	14
平成29年6月3日	0
平成29年8月3日	0

(タ) 平成29年10月23日付けの電力会社からの回答書には、電気使用量として次の記載がある。

使用年月日	使用量
平成29年1月	571kWh
平成29年2月	455kWh
平成29年3月	411kWh
平成29年4月	14kWh
平成29年5月	14kWh
平成29年6月	8kWh

平成 29 年 7 月	7 kWh
平成 29 年 8 月	27 kWh
平成 29 年 9 月	13 kWh

(チ) 平成 29 年 10 月 24 日付けのガス会社からの回答書には、ガス使用量として次の記載がある。

検針日	使用量
平成 29 年 1 月	7.6
平成 29 年 2 月	4.7
平成 29 年 3 月	5.6
平成 29 年 4 月	0.0 (未検針)
平成 29 年 5 月	0.0 (未検針)
平成 29 年 6 月	4.2
平成 29 年 7 月	0.0
平成 29 年 8 月	0.0
平成 29 年 9 月	0.0

(ツ) 平成 29 年 11 月 8 日開催のケース診断会議診断票には、診断結果として、「4 月以降居住実態がないと認め、9 / 1 付で保護を廃止する。78 条徴収金として、4 月以降に支給した保護費と控除していたが実際には発生していなかった就労先までの交通費を徴収する。」との記載がある。

(テ) 平成 29 年 11 月 16 日に施行した原処分の起案関係書類の参考資料には、「返済対象期間：平成 29 年 4 月 6 日～平成 29 年 10 月 31 日」、「保護費 961,069…①」、「医療費 0…②」、「実費控除した交通費の合計額 25,480…③」、「返済額合計：①+②+③=986,549 円」との記載がある。

(3) 令和元年 5 月 17 日付けの審査庁の原裁決には、次の趣旨の記載がある。

ア 主文

本件審査請求は、棄却する。

イ 平成 29 年 4 月 6 日以降も本件住居に請求人らの居住実態があったか否かについて

(ア) 審理員は、審理員意見書において、本件住居に審査請求人の居住実態があるか否かにつき、次の a 乃至 c 趣旨の意見を提出した。

a 平成 29 年 4 月以降の本件住居における電気の使用量は、それまでの使用量と比較

すると 10 分の 1 にも満たない、また、平成 29 年 4 月以降の本件住居における水道の使用量は、それまでの使用量と比較すると 10 分の 1 にも満たない、更に、本件住居におけるガスの使用量については、平成 29 年 4 月から 6 月までの使用量は、定かではないが、同年 7 月以降は、本件住居で、ガスはほとんど用いられていない。

b 上記電気、水道、ガスの使用状況からすると平成 29 年 4 月 6 日以降、本件住居において、成人による日常の一般的な生活が営まれていたとは考え難い。

c 上記 b に加えて、本件住居の家主の請求人がほとんど家に帰っていない旨の説明、並びに、処分庁の職員による行動調査の行われた平成 29 年 9 月 1 日及び同月 11 日に、請求人が本件住居でない交際相手宅に帰宅していることなどからすると本件住居における請求人らの居住実態はなかったと認められる。

(イ) 上記電気、水道、ガスの各使用量の推移は、次のとおりである。

(電気の使用量について)

使用年月	使用量 (kwh)
平成 29 年 1 月	571
平成 29 年 2 月	455
平成 29 年 3 月	411
平成 29 年 4 月	14
平成 29 年 5 月	14
平成 29 年 6 月	8
平成 29 年 7 月	7
平成 29 年 8 月	27
平成 29 年 9 月	13

(水道の使用量について)

検針日	水量 (t)
平成 28 年 12 月 3 日	19
平成 29 年 2 月 3 日	16
平成 29 年 4 月 5 日	14
平成 29 年 6 月 3 日	0 (平成 29 年 4 月 5 日からの使用量、但し、1 t 未満切り捨て)
平成 29 年 8 月 3 日	0 (平成 29 年 6 月 3 日からの使用量、但し、1 t 未満切り捨て)

(ガスの使用量について)

検針日	使用量 (m³)
-----	----------

平成 29 年 1 月	7.6
平成 29 年 2 月	4.7
平成 29 年 3 月	5.6
平成 29 年 4 月	0.0 (未検針)
平成 29 年 5 月	0.0 (未検針)
平成 29 年 6 月	4.2 (4 月ないし 6 月分)
平成 29 年 7 月	0.0
平成 29 年 8 月	0.0
平成 29 年 9 月	0.0

(ウ) 上記(イ)によると、平成 29 年 4 月以降、電気及び水道の使用量がこれまで請求人が日常生活を営むうえで必要としていた量と比べて極めて少なく、また、ガスは、平成 29 年 7 月以降、本件居住でほとんど用いられていない。

(エ) 生活保護上の「居住地」とは、本人の事実上の「すまい」のある場所を言い、すなわち、起居寢食のために日常的に使用される場所のことであり、あくまでも客観的な事実関係によって定まるものであるところ、上記(ウ)のことに加えて、本件住居の家主が請求人がほとんど家に帰ってきていないと説明していること、並びに、処分庁の職員による行動調査の行われた平成 29 年 9 月 1 日及び同月 11 日に、請求人が本件住居でない交際相手宅に帰宅していることを合わせ考えると、平成 29 年 4 月 6 日以降、本件住居において請求人の居住実態は認められない。

(オ) 請求人は、居住実態の存否の判断に際しては、本人の主観的意思が考慮されるべき旨主張するが、請求人の前記電気、水道、ガスの使用状況からすると、請求人がこれまで日常生活をしていたときの使用量に比べて極めて少なく、本件住居で居住していたとは、いい難く、請求人の主観的意思にかかわらず、本件住居に請求人の居住実態があるとは、認められない。

(カ) 請求人は、処分庁の職員によるわずか 2 回の行動調査にもとづく確認だけで、請求人の居住実態が本件住居がないと判断することはできない、平成 29 年 4 月 12 日の不在連絡票に対して、処分庁に電話を入れている、平成 29 年 4 月以降の本件住居における電気、水道、ガスの使用量は 0 ではなかった、と主張する。

しかし、上記の事実及び前記の請求人の主張要旨を合わせ考えても、本件住居に、請求人の居住実態があると認めることはできない。

ウ 請求人が法 78 条にいう不実の申請その他不正な手段により保護を受けたと認められるか否かについて

(ア) 請求人には、次の事情が認められる。

- a 請求人は、本件住居に居住実態がないにも拘らず、平成 29 年 4 月 6 日以降、処分庁に対して本件住居に居住実態のないことを説明申告せず、生活保護費を受給し続けた。
- b 平成 29 年 9 月 25 日に、処分庁の職員が請求人に対して電話にて、事実確認を行った際、請求人は平成 29 年 4 月以降も、本件住居に居住していたと説明した。
- c 請求人は、前記のとおり、本件住居に居住実態がないにもかかわらず処分庁に対して、その旨の説明、申告をせず、生活保護費を受給し続け、平成 29 年 9 月 25 日に処分庁の職員に対して請求人らは平成 29 年 4 月以降も本件住居に居住していたと説明したものであり「不実の申請その他不正な手段により」生活保護費を受給し続けたものと認められる。

(イ) 請求人は、平成 29 年 4 月以降、交際相手宅へ出入りすることは増えたものの、郵便物や荷物を取りに帰り本件住居に宿泊していた、本件住居の家賃を支払っていた、家財道具一切も本件住居に置いたままであったので、請求人には、何らの作為や隠し事をする意図もなかったと主張する。

しかし、上記の事情を考慮しても、本件住居に居住実態があるとは言えず、また、請求人が本件住居に居住実態がないのに、その旨を処分庁に説明、申告せず、生活保護費を受給し続けたとの告知義務違反の不作为の不正を否定することはできない。

(ウ) 請求人は、法 78 条にいう「不実の申請その他不正の手段により保護を受けた」に該当すると認められ、処分庁の法 78 条による徴収決定に違法性はなく、それゆえ、法 63 条の適用の要否並びに、その場合の返還の範囲を判断する必要はなく、判断しない。

エ 結論

よって、審査会答申を尊重して、行政不服審査法第 45 条第 2 項の規定により、主文のとおり裁決する。

理 由

1 本件に係る法令等の規定について

(1) 法第 61 条は、「被保護者は、収入、支出その他生計の状況について変動があつたと

き、又は居住地若しくは世帯の構成に異動があつたときは、すみやかに、保護の実施機関又は福祉事務所長にその旨を届け出なければならない。」と定めている。

- (2) 法第 78 条第 1 項は、「不実の申請その他不正な手段により保護を受け、又は他人をして受けさせた者があるときは、保護費を支弁した都道府県又は市町村の長は、その費用の額の全部又は一部を、その者から徴収するほか、その徴収する額に 100 分の 40 を乗じて得た額以下の金額を徴収することができる。」と定めている。

なお、ここでいう「不実」とは、積極的に虚構の事実を構成することはもちろん、消極的に真実を隠蔽することも含まれると解されている。

- (3) 行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 6 条第 1 項は、「行政庁の処分につき法律に再審査請求をすることができる旨の定めがある場合には、当該処分についての審査請求の裁決に不服がある者は、再審査請求をすることができる。」と定めている。

- (4) 行政不服審査法第 50 条第 3 項は、「審査庁は、再審査請求をすることができる裁決をする場合には、裁決書に再審査請求をすることができる旨並びに再審査請求をすべき行政庁及び再審査請求期間（第 62 条に規定する期間をいう。）を記載して、これらを教示しなければならない。」と定めている。

- (5) 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 255 条の 2 第 1 項は、「法定受託事務に係る次の各号に掲げる処分及びその不作為についての審査請求は、他の法律に特別の定めがある場合を除くほか、当該各号に定める者に対してするものとする。この場合において、不作為についての審査請求は、他の法律に特別の定めがある場合を除くほか、当該各号に定める者に代えて、当該不作為に係る執行機関に対してすることもできる。」とし、第 2 号において、「二 市町村長その他の市町村の執行機関（教育委員会及び選挙管理委員会を除く。）の処分 都道府県知事」と定めている。

また、同法同条第 2 項は、「普通地方公共団体の長その他の執行機関が法定受託事務に係る処分をする権限を当該執行機関の事務を補助する職員若しくは当該執行機関の管理に属する機関の職員又は当該執行機関の管理に属する行政機関の長に委任した場合において、委任を受けた職員又は行政機関の長がその委任に基づいてした処分に係る審査請求につき、当該委任をした執行機関が裁決をしたときは、他の法律に特別の定めがある場合を除くほか、当該裁決に不服がある者は、再審査請求をすることができる。この場合において、当該再審査請求は、当該委任をした執行機関が自ら当該処分をしたものとした場合におけるその処分に係る審査請求をすべき者に対してするものとする。」と定めている。

- (6) 「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和 36 年 4 月 1 日厚生省発社第 123 号厚生事務次官通知）の第 2 は、「保護の実施責任は、要保護者の居住地又は現在地に

より定められるが、この場合、居住地とは、要保護者の居住事実がある場所をいうものであること。」と定めている。

(7)「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」(昭和38年4月1日社保第34号厚生省社会局保護課長通知)の第10の間12の答2は、「以上の場合における保護の停止又は廃止は保護を要しなくなった日から行うことを原則とする。ただし、当該保護を要しなくなった日の属する月が、保護の停止又は廃止を決定した日の属する月の3か月以前であるときは、保護を要しなくなった日まで遡及して保護の停廃止を行うことなく、保護を要しなくなった日から3か月までの間にかかる保護の費用について、法第63条又は法第78条の規定により費用を徴収することとし、前々月の初日をもって保護の停廃止を行なうこと。」と定めている。

(8)「生活保護費の費用返還及び費用徴収決定の取扱いについて」(平成24年7月23日社援保発0723第1号厚生労働省社会・援護局保護課長通知)の2は、法第78条に基づく費用徴収決定について、「(前略)被保護者に不当に受給しようとする意思がなかったことが立証される場合で、保護の実施機関への届出又は申告をすみやかに行わなかったことについてやむを得ない理由が認められるときや、保護の実施機関及び被保護者が予想しなかったような収入があったことが事後になって判明したとき等は法第63条の適用が妥当であるが、法第78条の条項を適用する際の基準は次に掲げるものとし、当該基準に該当すると判断される場合は、法第78条に基づく費用徴収決定をすみやかに行うこと。①保護の実施機関が被保護者に対し、届出又は申告について口頭又は文書による指示をしたにもかかわらず被保護者がこれに応じなかったとき②届出又は申告に当たり明らかに作為を加えたとき③届出又は申告に当たり特段の作為を加えない場合でも、保護の実施機関又はその職員が届出又は申告の内容等の不審について説明等を求めたにもかかわらずこれに応じず、又は虚偽の説明を行ったようなとき④課税調査等により、当該被保護者が提出した収入申告書が虚偽であることが判明したとき」と定めている。

(9)「生活保護行政を適正に運営するための手引について」(平成18年3月30日社援保発第0330001号厚生労働省社会・援護局保護課長通知)のIの2の(1)は、「すべての資産、収入、生計の状況、世帯の構成等について正確に申告するとともに、申告している内容に変動があった場合には、速やかに届け出る義務があることを周知しておくことが重要である。このためには、届出が必要な資産及び収入の種類を具体的に列挙した届出義務についての「福祉事務所長名の通知」や「保護のしおり」等を、保護開始時及び継続ケースについては、少なくとも年1回以上、世帯主及び世帯員等に配布する方法により、届出義務の内容を十分説明しておく必要がある。」と定めている。

また、同通知のIVの3の(1)法第78条の趣旨の(注)は、「「不実の申請その他不正な手段」とは、積極的に虚偽の事実を申し立てることはもちろん、消極的に事実を故

意に隠蔽することも含まれる。」と定めている。

- (10) 問答集の第2の(1)は、「居住地保護の実施責任は、要保護者の居住地によって定められるが、生活保護という居住地とは、生活保護が最低生活の保障を目的としていること及び保護の実施上世帯単位の原則によっていることから、その者の属する世帯の生計の本拠となっている場所をいい、空間的には、居住事実の継続性・期待性がある住居のある場所をいう。(後略)」と記している。
- (11) 問答集の問13の1「収入申告が過少であったりあるいは申告を怠ったため扶助費の不当な受給が行われた場合(中略) どのような場合に法第63条又は法第78条を適用すべきか、判断の標準を示されたい。」の答は、「本来、法第63条は、受給者の作為又は不作为により実施機関が錯誤に陥ったため扶助費の不当な支給が行われた場合に適用される条項ではなく、実施機関が、受給者に資力があることを認識しながら扶助費を支給した場合の事後調整についての規定と解すべきものである。しかしながら、受給者に不正受給の意図があったことの立証が困難な場合等については返還額についての裁量が可能であることもあって法第63条が適用されているわけである。広義の不当受給について、法第63条により処理するか、法第78条により処理するかの区分は概ね次のような標準で考えるべきであろう。」とし、「②法第78条によることが妥当な場合」として、「(a) 届出又は申告について口頭又は文書による指示をしたにもかかわらずそれに応じなかったとき。(b) 届出又は申告に当たり明らかに作為を加えたとき。(c) 届出又は申告に当たり特段の作為を加えない場合でも、実施機関又はその職員が届出又は申告の内容等の不審について説明等を求めたにもかかわらずこれに応じず、又は虚偽の説明を行ったようなとき。(d) 課税調査等により、当該被保護者が提出した収入申告書又は資産申告書が虚偽であることが判明したとき。」と記している。

2 原処分について

(1) 請求人世帯の居住実態について

処分庁は、法第29条に基づくライフラインの使用状況調査の結果や、請求人の行動確認調査の結果、請求人の居住実態が処分庁の所管区域内ではなく、処分庁の所管区域外にあることを把握したことから、本件廃止決定処分を行ったことが認められる。

一方、請求人は、平成29年4月以降、交際相手宅に泊まることが増えていたものの、転居の準備等のために処分庁の所管区域内にある住所Aの請求人宅に戻ったうえで宿泊することもあり、また、家賃の支払いも行っていたことから、主観的意思として、処分庁の所管区域内の自宅に居住実態があった旨を主張する。

しかし、請求人が住居として申告していた処分庁の所管区域内の請求人宅における平成29年4月以降の電気・水道・ガスの使用量は、同年3月以前の使用量と比較して極めて少ないことが認められ、この事実からみて、請求人が申告していた請求人宅に請

求人世帯の居住実態があると認定できず、また、処分庁による行動確認調査からすると、請求人については交際相手宅に居住事実があると推認せざるを得ない。また、長男についても、電気・水道・ガスの使用量の事実からみて、請求人宅には居住事実がないと推認せざるを得ない。

さらに、居住地の認定においては、客観的な居住の事実が主たる考慮要素になり、本人の主観的意思も補足的に考慮されるものの、本件では、請求人宅の電気・水道・ガスの使用量が極めて少ないという客観的事実により、請求人宅には請求人及び長男の居住実態がないと判断することが可能である。この点は、請求人が住居として申告していた請求人宅で居住を継続する主観的意思があったという請求人の主張によっても左右されない。

以上のとおり、処分庁が、請求人世帯について、平成29年4月以降、請求人が住居として申告していた請求人宅に居住実態がないと判断したことには一定の合理性が認められ、違法又は不当であるとまではいえない。

(2) 法第78条の適用について

ア 請求人は、本件廃止決定処分は違法であり、本件廃止決定処分が違法である以上、それを前提とする原処分も当然違法である旨を主張する。

しかし、本件においては、保護の廃止は処分庁における保護の要否についての判断であるところ、法第78条の適用は不実の申請その他の不正な手段により保護を受けたか否かの判断であり、当然に連動するものではない。

イ 前記1(2)及び(9)のとおり、法第78条第1項は、不実の申請その他の不正な手段により保護を受けた者があるときは、保護費を支弁した都道府県又は市町村の長は、その費用の額の全部又は一部を、その者から徴収する旨規定しており、法第78条第1項が規定する「不実の申請その他の不正な手段」の「不実」とは、積極的に虚構の事実を申し立てることはもちろん、消極的に事実を故意に隠蔽することも含まれると解されている。

前記(1)判断のとおり、平成29年4月以降、請求人が住居として申告していた請求人宅には、請求人世帯の居住実態はない状況であったにもかかわらず、請求人は処分庁に対し、前記1(1)の規定に基づきその旨を申告することなく、請求人世帯は保護廃止となるまで保護を受けていたことが認められる。

また、前記審理関係人の主張の要旨2(2)カ(ア)から(カ)のとおり、①平成29年4月12日、処分庁が請求人宅を訪問したところ、請求人宅から応答はなく、処分庁は不在メモを投函したこと、②同月17日、請求人は不在メモを見たとして処分庁に架電し、同月26日の請求人宅への訪問を処分庁と約したこと、③同月26日、処分庁が請求人宅を訪問したところ、請求人は食事や母の施設入所等について報告したこと、④同年7月13日、処分庁は請求人宅を訪問し、不在メモを投函したこと、⑤同月21日、請求人は処分庁に架電し、同月28日の請求人宅への訪問を処分庁と約したこと、⑥同月

28 日、処分庁は請求人宅を訪問し、請求人は処分庁から、長男の転出をはじめとする生活状況の変化に伴い、保護費の支給額が変更となるため、処分庁への申告が必要となる旨の説明を受けていたことが認められる。

これらのことからすると、請求人世帯の居住実態が既になかった平成 29 年 4 月、処分庁は請求人宅を複数回訪問したがいずれも不在で、不在メモを見た請求人からの架電により処分庁の訪問日を決定し、そのようにして実施された同年 4 月以降の処分庁の訪問において、請求人は、交際相手宅での宿泊が増加している等の請求人宅での自らの居住実態について報告した形跡は一切認められない。

特に、前記 2 (2) カ (カ) のとおり、平成 29 年 7 月 28 日の処分庁による生活状況の確認時において、請求人は世帯の状況に応じて保護費の支給額が変更される旨の説明を受け、生活状況に変更があった場合には保護費の支給額に影響があること、保護費の支給額の変更は請求人からの申告によって行われ、そうした申告を請求人自ら行わなければならないことを請求人は認識していなかったとみることはできない状況であった。

その後、前記審理関係人の主張の要旨 2 (2) カ (シ) 及び (ス) のとおり、①平成 29 年 9 月 22 日、処分庁が請求人に対し、情報提供専用電話に入った情報をもとに調査した結果、請求人及び長男は請求人宅に住んでおらず、同年 4 月以降、水道使用量がゼロであったこと等を伝えたところ、請求人は、同年 4 月以降は交際相手宅に住んでいる旨述べたこと、②同月 25 日、請求人は処分庁に対し、主張を一転させ、母子ともに請求人宅に居住していた旨説明したこと、その後も、請求人は処分庁に対し、請求人宅に居住実態がない旨の申告を行わなかったことが認められる。

以上のことからすると、請求人は、請求人宅に居住実態がないことを申告しなければならない状況であったにもかかわらず、そうした実態を処分庁に全く申告しないことにより、同年 9 月 22 日に処分庁から請求人らの居住実態が請求人宅にない旨を伝えられるまで、少なくとも同年 7 月 28 日以降においては、そうした事実を故意に隠蔽し、処分庁に対し、申告していなかったとみざるを得ない。

一方で、本件審査請求に係る書面からは、同年 7 月 28 日に至るまで、処分庁が、請求人に対し、前記 1 (9) に照らし、法第 61 条による届出義務について説明していた経過は確認できず、請求人が同義務について十分理解していたかは定かではない。

ウ したがって、平成 29 年 7 月 28 日以前について法第 78 条を適用した処分庁の判断は、不合理といわざるを得ない。

(3) 法第 78 条の適用範囲について

前記審理関係人の主張の要旨 2 (1) キ (イ)、(ウ) 及び (2) カ (テ) のとおり、処分庁は、①平成 29 年 9 月 1 日付けで請求人及び長男の保護を廃止する本件廃止決定処分を同年 11 月 14 日付けで請求人に対し通知したこと、②同月 16 日付けで、同年 4 月 6 日から請求人及び長男の居住実態がないとして、同日から同年 10 月 31 日までの

間に支給した保護費及びその間に実費控除した交通費について、法第 78 条を適用し、原処分を行ったことが認められる。

また、前記 1 (2) のとおり、法第 78 条は、保護を受けたことに対し、その保護が不実の申請その他不正な手段により受けていた場合等に適用する規定である。

さらに、前記 1 (7) のとおり、保護を要しなくなった日の属する月が、保護の停止又は廃止を決定した日の属する月の 3 か月以前であるときは、保護を要しなくなった日から 3 か月までの間にかかる保護の費用について、法第 63 条又は法第 78 条の規定により費用を徴収することとし、前々月の初日をもって保護の停廃止を行うこととされている。

これを本件に当てはめると、処分庁は、平成 29 年 4 月 6 日以降、請求人及び長男の保護を要しなくなったものと判断し、保護の廃止を決定した日である同年 11 月 14 日の前々月の初日である同年 9 月 1 日付けで保護を廃止することとする本件廃止決定処分を行い、法第 78 条については、同年 4 月 6 日から保護廃止日の前日である同年 8 月 31 日までの間ではなく、同年 4 月 6 日から同年 10 月 31 日までの間に支給した保護費等について法第 78 条を適用したことが認められる。

以上のことからすると、請求人に対する保護は平成 29 年 9 月 1 日付けで廃止されており、同日以降、請求人は被保護者ではなく、保護を受けていなかったことは明らかであるにもかかわらず、原処分は保護を受けていない同年 9 月 1 日から同年 10 月 31 日までの間についても法第 78 条を適用しており、原処分には明らかな瑕疵が認められる。

(4) 再審査請求をすることができる場合の教示について

請求人は、原裁判において、審査庁は再審査請求ができる旨の教示を怠っており、その違法性は明らかであり、原処分は取り消されるべきである旨を主張する。

しかしながら、教示制度の趣旨は従来、不服を申し立てることができるかどうか、処分等の相手方にわからない場合が少なくなく、そのため国民の権利救済が十分でなかったことにかんがみて、教示請求権を認めたものと解されるから、教示の請求があったにもかかわらず、行政庁が教示しないときは違法となり、そのため右の相手方が損害を蒙ったような場合には、別途、救済の途が開かれていると考えられるが、右のように教示がなかったからといって、そのために行政庁の処分や裁判自体が違法にはならないと解されており（東京地方裁判所昭和 43 年 2 月 5 日判決）、請求人の主張は採用できない。

(5) まとめ

以上のとおり、原処分には違法又は不当な点が認められ、取消しを免れない。

4 結論

以上のとおり、本件再審査請求は理由があることから、行政不服審査法第 65 条第 1 項

の規定により、主文のとおり裁決する。

令和4年5月24日

再審査庁

大阪府知事

吉村 洋文



教 示

- 1 この裁決については、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、大阪府を被告として（訴訟において大阪府を代表する者は大阪府知事となります。）、裁決の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、この裁決の取消しの訴えにおいては、この裁決の前提となる処分が違法であることを理由として、裁決の取消しを求めることはできません。

処分の違法を理由とする場合は、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

- 2 ただし、上記の期間が経過する前に、この裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、裁決の取消しの訴え又は処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても裁決の取消しの訴え又は処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。